がん治療を必要とする高校生が治療と高校生活を両立するための支援に関する質問主意書

出者 青柳陽一郎

提

が :ん治療を必要とする高校生が治療と高校生活を両立するための支援に関する質問主意書

よう、 んの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる 平成二十八年に改正された「がん対策基本法」第二十一条においては、 必要な環境の 整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定され、 「国及び地方公共団体は、 が ん患者の学習と治療 小児が \mathcal{O} 両

立について明記された。

に、 る取 きるよう、 期・若年成人) のに対して、 められるとされた。 研究センター 平成三十年三月に閣議決定された 教育支援等につい 組が遅れていることが指摘されており、 入院中 高等学校では逆に説明がなかったとの回答が六割を超すなど、 -が令和三年三月に公表した のがん患者のサ • これを受けて、文部科学省の 療養中の教育支援、 て医療従事者から説明が ポ 1 「第三期がん対策推進基本計画」 体制は必ずしも十分なものでなく、 退院後の学校での受入れ体制 「小児患者体験調査 小児・AY あっ 調 たと回答した割合は、 査研究や厚生労働科学研究等が行わ A世代のが 令和 ん患者が治療を受けながら学業を継. においては、 \mathcal{O} 元年度調 整備 特に、 小 • 高等学校段階のがん患者に対す 等の教育環境 查 中学校では 高等学校教育の段階に 小児・AYA世代 によれば、 ħ 八割程 てい の更なる整備 るが 度であ 治療 開 国 (思春 <u>T</u> 始 が 続 お 0 た 求 が け 前 で

 λ

る学習と治療を両立するための支援体制の強化は喫緊の課題であると言える。

これを踏まえ、次の事項について質問する。

令和三年度に「高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブック」 (厚生労働科学研究費補助

金 が作成された。 本成果物には、 病気の負担の上に高校生活への復帰や進級 ・進学等に対する不安も抱

える高校生のため、 患者である高校生、 保護者、 学校関係者、 医療関係者、 教育委員会等の連携によるサ

ポート体制 \mathcal{O} 構築方法や、 入院中から退院後の学習を継続し、 安心して高校生活を送るための情報が記載

されている。

1 本成果物は、 ١, かなる現場で実際に配布・ 周知されているの か。 また、 配布 周 知 のため、 関係機関

においてどのような体制が採られているのか。 政府として把握されているところを明らかにされたい

2 現在 のような配布 周 知により、 支援を必要とする患者である高校生、 保護者等に対して十分かつ適

時に本成果物が行き渡っていると考えているのか。

3 文部科学省と厚生労働省は、 本成果物の公開や関係機関 への共有の際、 何らかの連携をしているの

か。

委員会等や高等学校が参考とし、 わ 体制整備事業」においては、 文部科学省が令和元年度及び令和二年度に実施した「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障 .せて八地域の都道府県・政令指定都市教育委員会等に委託したが、この成果に関し、 高等学校段階の入院生徒に対する教育保障体制の整備に係る調査研究を、 患者である高校生が必要な支援を受けることができるよう、 他の都道府県教育 文部科学省 合

三 ることのできる環境の整備、 医療従事者と教育関係者との連携に努めるとともに、 令和| 五年三月に閣議決定された 就学・復学支援等の体制の整備を行うこととされたが、 「第四期が ん対策推進基本計画」 療養中に教育を必要とする患者が適切な教育を受け においては、 教育支援の充実に向け、 今後、 具体的にどの

ような取組を進めるの

か。

は何らかのフォローアップを行ったのか。

匹 備等について、 を視聴するオンデマンド型の授業による単位認定も可能とされたが、 文部科学省令の改正により、 ١ ر かなる取組を実施しているのか。 令和 五. 年四月から、 また、 病気療養中の生徒等に対する事 在宅で療養する場合にも受講できる環境整備等 病院等における視聴 前に収録した授業 のため Ó 環境整 動 画

については、

いかなる取組を実施しているのか。

高等学校は義務教育ではないため、治療のために特別支援学校等に転校した場合に元に戻れる保証がな

五.

いことや、そもそも高等部のある特別支援学校が少ないことなど、義務教育段階とは異なる難しさがあ

る。このような高等学校段階の特性を踏まえ、今後、がん治療を必要とする高校生に対して、国はどのよ

うな支援策を推進していくつもりか。

右質問する。